

KINKI KYOSAI

2007
Disclosure
【追録】



近畿交通共済協同組合

中協法の改正にもとづき定款等を改正しました

平成19年4月1日に施行された改正中小企業等協同組合法は、中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し、共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入を行いました。これらは、平成18年に施行された会社法や保険業法にならった諸制度の導入が図られたものです。

これにともない、当組合においても第37回通常総代会(19年6月3日開催)で、定款や自動車および労災共済約款等の一部改正、共済規程の制定を行いました。

1. 定款の一部改正の主な内容（改正法に関するもの）

改正された主な条項		改正の内容
共済規程	第6条	共済規程制定を規定化しました。また、「責任共済等の事業についての共済規程の変更」や法令改正に伴う規定の整理については総代会の議決が不要であることを規定しました。
経費の賦課	第15条	事業費用に充てるための経費が賦課できる条文を削除しました。
員外監事	第23条	監事のうち1名以上は員外監事でなければならないものとししました。
監事の職務	第27条	監事は「理事の職務の執行を監査する」と業務監査を行う旨権限拡大を行いました。
総代会の議事録	第44条	監事の権限強化にともない記載事項を変更しました。
理事会の議事	第47条	利益相反行為を行う「特別の利害関係を有する」理事は議決に加わることができない旨規定しました。
理事会の議決事項	第49条	「理事の自己取引および利益相反取引の承認」をつけくわえました。
理事会の議事録	第50条	監事の権限強化にともない、監事の出席義務および議事録への署名または記名押印義務をつけくわえ、記載事項を変更しました。
総会の議決事項	第51条	組合の合併等は総代会で議決できるようになったため、総会の議決事項の条文を削除しました。
審査委員会	第54条の2	これまで審査委員会の設置等について規約で定めていたものを定款において定めました。
利益準備金	第56条	毎事業年度の利益剰余金のうち積立てるべき準備金を「10分の1」から「5分の1」に改めました。
共済金額削減および共済掛金追徴	第64条の2	共済事業に損失を生じた場合で積立金等の取崩しによって補てんできない場合、総代会の議決により共済金の削減または共済掛金の追徴ができるものとししました。

2. 共済規程の制定

改正法により、共済事業を行う組合は共済規程を定め行政庁の認可を受けなければならないとされたことにともない、「自動車共済規程」および「労働災害共済規程」を制定しました。共済規程には、共済事業の種類、被共済者の範囲や共済金額、契約手続などの実施方法、共済掛金と責任準備金の算出方法の事項を記載しており、その内容は従来の共済規約の規定内容と基本的に変わりません。

3. 共済代理店制度の導入

法改正により募集行為のできるものの範囲が保険業法にならって限定されたことから、自賠責共済代理店と委託契約を締結し、自賠責契約の締結や共済掛金の領収、自賠責共済証明書の交付などの業務を委託しました。また、キンコウセーフティ(株)と自動車共済代理店委託契約を締結しました。

Profile Of KINKI KYOSAI

2007

自動車共済掛金の割引・割増制度を4月から改定

当組合では、3月12日の臨時総代会において、自動車共済割引・割増取扱要領の一部改正を行い、組合員の皆さまの共済掛金負担がより一層軽減できるように制度改定しました。

新制度は4月1日から実施し、5月1日以降締結する共済契約から適用されています。

制度改定のポイント

- POINT 1** 出口(利益の配当)で利益還元する方法から、入口(契約引受)で割引拡大する方法に重点を移行する。(※1)
- POINT 2** どの年度をとっても損保会社の割引よりも優位な掛金に。(※2)
- POINT 3** 組合員のみなさまにとってわかりやすい制度に。

制度改定の全体像

現在

- ①共済種目別に、割引・割増率を決定。
(例) A運送株 対人 -40% 対物 +10% 車両 -15%
- ②搭乗者共済は、割引・割増制度の対象外。
- ③最高割引率は60%
- ④割引の拡大スピードは、60%まで8年かかる。

7年間無償の場合に適用される割引率(%)

初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
0%	10	20	30	40	50	55	60

改定後

- ①全共済種目を総合して、割引・割増率を決定します。
(例) A運送株 対人、対物、車両**どの種目も** -30%
- ②搭乗者共済も割引・割増の対象にします。
(①の例) A運送株搭乗者も -30%
- ③最高割引率は**65%!**
- ④**割引拡大をスピードアップ!** 契約台数別に区分しました。

最高割引率への到達年数が大幅に短縮します。

5年間無償の場合に適用される割引率(%)

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
1台~19台	0%	15	30	45	60	65
20台~49台	0%	15	30	45	60	65
50台~99台	0%	20	40	60	65	65
100台~	0%	25	50	65	65	65

- ⑤割引・割増率決定のもととなる補償率の計算方法を、損保方式にならない支払備金を使用して、直近の補償状況が反映するものに改めます。(※3)

※1 利用分量配当は、共済種目ごとに決算の結果が黒字の場合に実施するもので、赤字の種目については配当が行われません。今回の改正は、各組合員に契約引受時点でより負担軽減を図ろうとするものです。

※2 損保会社との経年的な推移の比較において、同じ条件(例えば毎年無補償で推移)の場合、損保保険料よりも共済掛金が割安になります。

※3 補償率算出は次の算式によります。

$$\text{補償率(\%)} = \frac{\text{前年度の支払共済金} + \text{前年度末支払備金} - \text{前々年度末支払備金}}{\text{前年度の既経過共済掛金}}$$

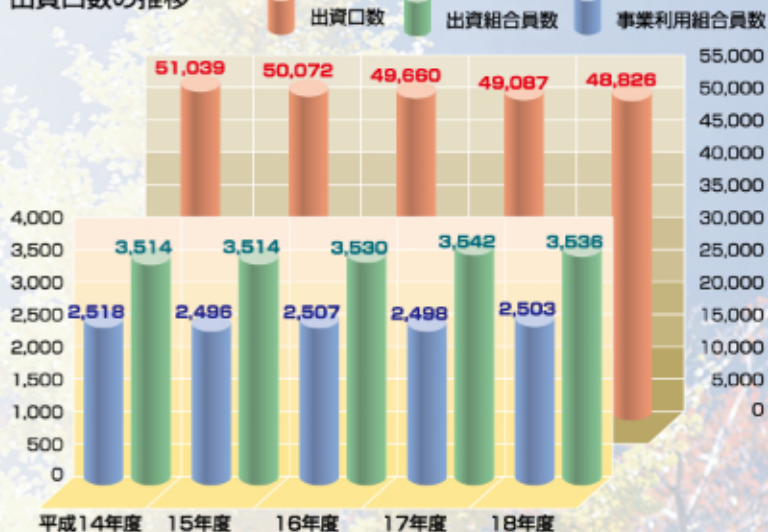
(ただし、支払備金には、計算期間(年度)の3月受付事故は含みません。)

Data 平成18年度実績

契約台数(人員)の推移

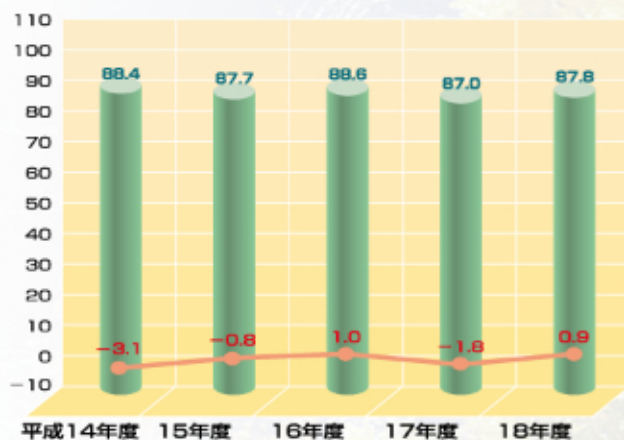


出資および事業利用組合員数
出資口数の推移



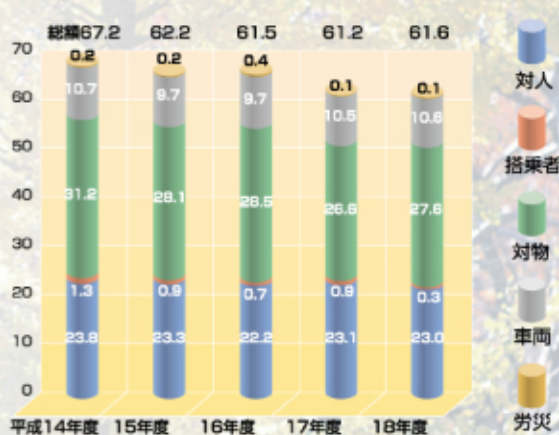
共済掛金収入額の推移

(単位:億円) 共済掛金(億円) 増収率(%)



支払共済金額の推移

(単位:億円)



種目別事業損益状況

(単位:千円)

	事業損益計	対人	搭乗者	対物	車両	労災	その他
平成18年度	1,109,401	△318,697	56,975	1,036,933	324,283	10,013	△106

その他とは、労働保険事務組合、火災共済代理所の事業です。

地域別事業損益状況

(単位:億円)

地域	平成18年度
大阪	7.8
奈良	0.7
和歌山	0.6
滋賀	0.6
京都	1.4

事故発生・処理状況

対人	平成18年度	対物	平成18年度	車両	平成18年度
被害者数(死者数)	2,313(41)	被害物件数	7,903	発件件数	1,532
処理人数	2,540	処理物件数	8,393	処理件数	1,632
事故率(%)	3.29	事故率(%)	14.99	事故率(%)	9.90
被害者数累計	77,552	発件件数累計	208,638	発件件数累計	35,022
(死者数)	(2,331)				

Profile Of KINKI KYOSAI

2007

平成18年度決算および剰余金処分

平成18年度は、搭乗者と車両共済契約の増加により、正味共済掛金が87億7,577万円と前年度比0.9%増加し、これに支払備金戻入や責任準備金戻入等を加えた事業収益は198億4,977万円となりました。

一方、対人高額賠償事案の支払により、支払共済金が62億6,727万円と前年度より0.8%増加したものの、事故発生件数の減少による支払備金繰入の減少などがあり、これらに事業費等を加えた事業費用は、前年度より0.5%減の187億4,037万円となりました。

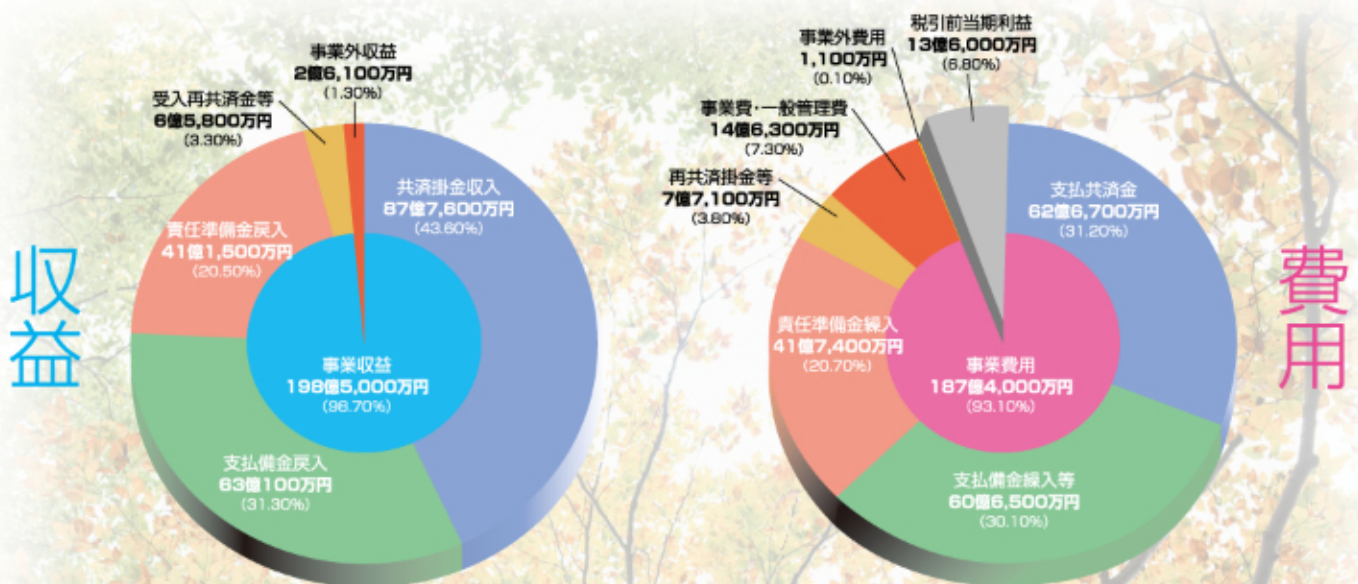
この結果、事業利益は11億940万円となり、これに事業外利益2億5,043万円を加えて、税引前当期利益は前年度比2.6%減の13億5,983万円を計上することができました。

共済種目別の収支状況についてみると、対人が赤字、搭乗者、対物、車両および労災が黒字でした。前年比では、搭乗者、車両および労災が増益、対人、対物が減益となりました。自賠責については、収支相当です。

また、地域別収支については、全5地域が黒字となりました。

法人税等を差し引いた利益剰余金13億3,913万円については、次の通り配分しました。

平成18年度収支決算 201億1,100万円(100%)



1 出資配当は、71万円、年0.3%の配当率で、出資口数に応じて配当しました。

2 利用分量配当として、事業利用組合員に11億835万円を返戻しました。内訳は、搭乗者共済5,684万円、対物共済7億2,781万円、車両共済3億2,371万円で、対人共済については赤字のため配当はありませんでした。配当金は、事業利用の分量に基づき補償率に応じて配当を行いました。最高配当率は車両共済で40.6%です。

利用分量配当とは、法律(中小企業等協同組合法)にもとづき協同組合事業に認められている利益剰余金の組合員への分配方法であり、一種の掛金割戻し制度と考えられ、組合員にとって損保会社にはない有利な制度です。

創立以来の配当金総額は今年度で162億円を超えるところとなりました。

3 平成18年度は、2億3,005万円を内部留保しました。これにより、当組合の内部留保は、86億6,905万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、特別積立金80億500万円、法定繰越金7,500万円、次期繰越金505万円です。

平成18年度のわが国経済は、引き続き堅調な設備投資に加え、雇用・賃金増加に支えられた個人消費の持ち直しにともない、バブル崩壊後最も息の長い成長が持続し安定成長の軌道を維持しています。しかし、貨物運送業界においては、規制緩和による過当競争下の運賃水準低下に加えて、環境適合コスト増や原油高による燃料価格高騰が一層経営を圧迫しています。一方、損保業界においては、不払い問題などの逆風の中で競争も一段と激しくなり、当組合も損保各社による契約獲得攻勢が益々激化する状況のもとで、当組合は、“組合員のニーズに応えられるサービスの提供”を運営の基本として業務推進し、組合員の努力等に支えられた結果、自動車共済契約については、業界の実情を反映して対人、対物共済で期首台数を下回りましたが、自動車共済全種目で事故の発生件数・事故率ともに前年より減少したことにより、堅実運営の水準を維持することができました。

主な業務実績は次の通りです。

1 契約推進

本年度は、現存契約の維持・拡充を重点に、優良な新規契約獲得のために、従来の施策推進に加えてトラック協会や契約推進委員等の協力を得て訪問勧誘、新規契約推進キャンペーンや地域拡張強化戦略等を行いました。しかし、業界の厳しい状況を反映して休車、減車、倒産や廃業が相次ぎ、対人、対物共済が期首台数を下回りました。一方、搭乗者共済と新車割引導入効果が持続している車両共済は目標を達成することができました。

また、自賠責共済契約については、前年を上回る契約を獲得したものの目標にはわずかに及びませんでした。

2 事故発生状況

全国的な交通事故減少のもとで、当組合においても事故減少傾向が続き、自動車共済全種目で発生件数、発生人員・物件数、事故率が前年を下回りました。労災共済の発生件数、事故率については増加しました。この結果、対物共済においては6年連続で当組合史上最低の事故率を更新しました。

3 事故処理

事故処理状況については、事故の早期解決を目標に処理を進めた結果、全共済種目で期末の未済件数が減少しました。

4 事故防止対策

本年度は、近年の事故減少傾向の維持を目標に、全般的対策として、各地域安全運転講習会、事故防止セミナーや夏冬の事故防止キャンペーンなどを実施し、地域対策として事故多発地域への特別緊急訪問や地域役員会議、また個別対策としては、事業所訪問や事業所講習会の実施など、幅広く施策を講じてきました。

5 新制度・サービスの提供

平成19年3月に自動車共済掛金割引・割増制度を改定し、わかりやすく掛金負担の軽減できる制度を4月から実施しました。また、8月には組合員の要望の強かった運転者用バインダーを作成し契約組合員に契約台数配布しました。

中小企業等協同組合法の改正にともなう対応として、取次所の共済代理店への移行や定款の改正等規程の整備を19年6月に行いました。